

愛護会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、_____愛護会と称し、その事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、_____を愛護して、その管理と美化清掃を行い、
住民から 親しまれ、愛される場所とすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)公園緑地愛護会

- ア 公園内の除草、清掃及び低木類の剪定等
- イ その他本会の目的達成に必要な事業

(2)河畔緑地等愛護会

- ア 緑地等の除草、清掃及び低木類の剪定等
- イ その他本会の目的達成に必要な事業

(3)街路樹愛護会

- ア グリーンベルト及び植樹帯内の除草、清掃及び低木類の剪定等
- イ その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 若干名

2 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

3 会長は、本会を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

5 幹事は、本会の重要事項を審議し、会務を執行する。

6 会計は、会の経理にあたる。

7 監査は、会計を監査する。

(顧問)

第5条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第6条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

2 役員会は必要により随時開催し、総会は年1回開催する。ただし、必要により臨時総会を開催することができる。

(会計)

第7条 本会の会計は、市からの報奨金、町内からの助成金又は寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会計は、毎年 月に始まり、 月末日に終わる。

附 則

この会則は、令和 年 月 日より施行する。